

野田市リサイクルセンター運営管理業務委託

募集要項

令和４年１０月

野田市 環境部 清掃管理課

野田市リサイクルセンター—運転管理業務委託募集要項

1 募集の趣旨

野田市（以下「市」という。）は、市内から発生する不燃・粗大ごみを処理し、資源可能なものを選別し資源化することを目的とし、野田市リサイクルセンター（以下「本施設」という）の運転管理業務を事業者へ委託するにあたり、経済性のみならず、知的障がい者等の就労に対する事業者の取り組みが重要であると考えている。本施設の運転管理業務の主要な業務の一つである手選別ライン（不燃ごみの中から資源物を選別する作業）は、知的障がい者等に担当してもらうことから、知的障がい者等の雇用環境に配慮するとともに、社会参加するに当たって適切な施設の維持管理及び運営が図られ、また、適切な相談員等の配置等、人的な対応を行うよう努めることとする。市は、平成30年3月に作成した、「野田市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」による施策及びごみ減量計画や本施設の設置目的を効果的、効率的に達成するため、次のとおり本業務の事業者について公募型プロポーザルにより募集を行う。

2 公告日

令和4年10月25日

3 発注者

野田市長 鈴木 有

4 事業期間

契約締結日の翌日から令和10年1月31日までとする。この契約は、野田市長長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の規定により、事業期間（契約締結日の翌日から令和10年1月31日まで）を契約期間とする長期継続契約となる。

なお、業務工程は次のとおり。

(1) 準備期間：契約締結日の翌日から令和5年1月31日まで

(2) 運転期間：令和5年2月1日から令和10年1月31日まで

5 施設の概要

(1) 施設の名称：野田市リサイクルセンター

(2) 所在地：野田市目吹331番地

(3) 施設概要

- ① 施設規模 処理能力 32 t / 5 h
 ・ 不 燃 ご み : 31 t / 5 h
 ・ 不燃粗大ごみ : 1 t / 5 h
- ② 敷地面積 11,642.15 m²
- ③ 主要建物

名 称	構 造	延床面積
工場棟	鉄骨造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造) 3階建	4,649.52 m ²
計量棟	鉄骨造・鉄筋コンクリート造 平屋建	44.16 m ²
研修棟	鉄骨造 平屋建	220.44 m ²

④ 主要施設

名 称	構 造
工場棟	1階 事務室、玄関ホール、プラットフォーム、倉庫兼工作室、ストックヤード、受水槽ポンプ室
	2階 手選別室、電気室、中央操作室、相談室、事務室、休憩室、食堂、選別室・排風機室、研修室
	3階 破袋機室
計量棟	計量室
研修棟	研修室、休息室

※研修棟の管理については、本業務から除くものとする。

6 運転管理の基本的な考え方

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）、その他関係法令等を遵守し、その趣旨を十分に理解した上で管理を行うこと。
- (2) 知的障がい者等が手選別作業員として就労する施設であることから、知的障がい者等が社会参加するに当たって適切な施設の維持管理及び運営が図られること。また、適切な相談員等の配置等、人的な対応を行うよう努めること。
- (3) 個人情報の適切な保護が図られていること。
- (4) 施設の効用を最大限に発揮し、利用者のサービス向上を図ること。
- (5) 効率的な管理を行い、経費の節減を図ること。
- (6) 管理に関する業務を一括して第三者に再委託しないこと。

7 施設の管理基準

(1) 作業日

- ① 原則、ごみ収集のある日に関しては受入作業日となる。
 - (ア) ごみ受入日は、月曜日～金曜日とする。
 - (イ) 工場稼働日は、月曜日～金曜日とする。
- ② 原則として、休日は土曜日、日曜日及び年末年始となる。ただし、年末年始については、市の運転計画に従うものとする。

なお、知的障がい者等の休日は、土曜日、日曜日、祝日及び12月30日から1月3日までとする。
- ③ 上記①及び②の作業日については、市と事業者で協議のうえ変更することができる。

(2) 作業時間

- ① 作業時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、搬入物については、受入れ当日に処理することを原則とすることから、事業者は、必要に応じ、市の承諾を得た場合には、作業時間を延長することができる。また、処理対象物の受入時間は、原則、午前8時30分から午後4時までとする。

なお、知的障がい者等の作業時間は、午前9時から正午までと午後1時から4時までとし、必要に応じて休息をとることとする。
- ② 上記①の作業時間については、市と事業者で協議のうえ変更することができる。

(3) 関係法令等の遵守

- ① 業務の履行に当たり、地方自治法、廃掃法、障害者雇用促進法、障害者差別解消法、障害者虐待防止法、労働基準法等労働関連諸法、下請代金支払遅延等防止法、建築物における衛生環境の確保に関する法律、消防法、建築基準法、野田市個人情報保護条例、野田市公契約条例等のほか、関係法令、条例、規則を遵守することはもちろんのこと、運転マニュアル等を遵守し、適正かつ安定した運転に努めること。

※ 本事業期間中に関係法令に改正があった場合は、改正された内容を仕様とする。
- ② 事業者が廃掃法施行令第4条第1項第1号から第3号までに定める基準に適合しなくなったときは、市において当該委託契約を解除することができる。

(4) 個人情報の取扱い

事業者は野田市個人情報保護条例及び別記「個人情報の保護に関する事項」に基づき、個人情報保護マニュアルを作成し、個人情報の適正な管理を行うこと。

(5) 情報セキュリティの確保

事業者は、事務の処理に当たって、野田市情報セキュリティポリシーの

本旨に従い、情報資産（個人情報を含む。）を適正に取り扱うこと。

また、別記「情報セキュリティ特記事項」（以下、「情報セキュリティ特記事項」という。）を遵守すること。

8 事業者の業務の範囲

業務の範囲は次のとおり。詳細は、別紙仕様書を参照すること。

なお、全ての業務を第三者に再委託することはできない。ただし、事前に市の承諾を得ることにより、必要と認められる業務の一部を第三者に再委託することができるものとする。その際、業者選定を行うに当たっては、市内に本店、支店又は営業所を有する者を優先して選定するよう努めること。なお、再委託に当たっては、廃掃法を遵守すること。

(1) 運転業務

施設全体の運転、点検、保守、搬入廃棄物の計量及び処理手数料徴収、搬入廃棄物車両等の受け入れ選別作業、不燃ごみの手選別ライン選別作業、選別品を市指定のサイズへの圧縮梱包作業、びん・鉄・アルミの運搬作業等。

(2) メンテナンス業務

各設備の保守点検、清掃作業等。

(3) 連絡調整業務

市及び関係各機関、関連業者等との連絡調整。

(4) その他の管理業務

施設及び敷地内の清掃及び除草業務、物品管理業務、警備業務、報告書等の作成、計画ごみ処理量の協議、定期工事期間中等に処理できなかったごみの処理の作業協議等。

9 手選別要員の雇用等について

手選別要員の雇用等については、次のとおりとする。詳細は、別紙仕様書を参照すること。

(1) 協議

手選別要員である知的障がい者等の雇用及び施設外就労生の受入れ（施設外体験も含む。）（以下、「就労生」という。）に関しては、市と本契約締結後に十分協議を行うこと。

(2) 手選別要員の雇用人数

手選別要員は21名（令和5年4月1日以降にあっては23名）以上で、内訳は次のとおり。

- ① 障害者就業・生活支援センター は一とふるに登録している知的障がい者等を16名（令和5年4月1日以降にあっては18名）常用雇用すること。

- ② 上記以外の者を5名以上とし、内1名以上は、障害者職業生活相談員としてあてること。

(3) 手選別要員の就労生の受け入れ人数

- ① 就労生を4名（令和5年4月1日以降にあっては3名）程度受入れすること。

(4) 就労生の指導員

就労生を指導するものを社会福祉法人 は一とふるが配置するので、事業者は受け入れるものとし、指導員の活動について協力すること。また、指導員は、就労生の指導のために付き添いますので、事業者は指導員への賃金は必要としない。

(5) 障がい者雇用運営協議会

野田市リサイクルセンターに従事する障がい者の良好な職場環境を確保するため、障がい者ひとりひとりの状況の把握及び作業内容に対するより一層の理解や意欲の向上に努めること。

また、市が設置する野田市リサイクルセンター障がい者雇用運営協議会（以下「協議会」という。）に出席し、障がい者の就労状況等を記載した日誌等により報告するとともに、事業者が実施する職場環境や福利厚生等の配慮についての報告等や委員からの提案等について協議等を行うこと。

なお、協議会から必要な資料の提出や調査を求められた場合は協力するものとする。

10 地元雇用への配慮

雇用に際しては、地元住民を可能な限り雇用するように努めるとともに、物品及び役務の調達に当たっても、可能な限り地元業者に発注するように努めること。

11 事業者と市の責任分担

責任の内容		責任の分担
施設等の損傷	施設等の管理上の瑕疵によるもの	事業者
	上記以外のもの	事案の原因ごとに判断し、市と事業者が協議して定める
利用者等への損害賠償	施設等の管理上の瑕疵によるもの	事業者
	上記以外のもの	事案の原因ごとに判断し、市と事業者が協議して定める
保険の加入	火災保険	市
	利用者等に係る損害賠償保険（賠償責任保険、補償保険）	事業者

※1 事業者は、本件施設の管理業務に伴うリスクに備えるため、労働災害保険、各種損害賠償保険の必要な保険に加入すること。

※2 本表に定めのない場合又は疑義がある場合は双方協議の上決定するものとする。

12 運転管理委託に係る経費

業務に伴う費用分担の区分は、次のとおりとする。詳細は別紙仕様書を参照してください。

(1) 市の負担とする主なもの

- ① 運転及び保守に要する資材等の経費
 - ・ 光熱水費、記録用紙、薬品類、油脂類、梱包資材等
 - ・ 修理、メンテナンスに必要な各機器の消耗品等
 - ・ 工作機械、測定機器等
- ② 施設等の修繕、整備工事費等
- ③ 委託費（樹木剪定業務）
- ④ 保険費（火災保険）

(2) 事業者の負担とする主なもの

- ① 従業員の人件費
- ② 就労生の工賃
- ③ 従業員の被服、安全対策用具、手工具等
- ④ 就労生の被服、安全対策用具、手工具等
- ⑤ 事業者が遂行するのに必要な経費（電話料、事務用品等）
- ⑥ 業務遂行に必要な備品等
 - ・ フォークリフト「FB15-12」程度 1 台
 - ・ フォークリフト「FB15-12」（ロードグラブ・フルリフト付）程度 1 台
 - ・ ショベルローダ「02-6SD12」程度 1 台
 - ・ ショベルローダ「SD25-3」程度 1 台

上記 4 車両は、ノーパンクタイヤ、黄色回転灯付とする。

 - ・ 4 t ダンプ 1 台
 - ・ 知的障がい者等送迎用車両 1 台
 - ・ 上記車両の維持管理費（定期点検整備、消耗品、油脂類、燃料費等）及び運転業務
- ⑦ 事務用備品類（机、椅子、書庫等）
- ⑧ 清掃作業に要する資材、清掃用具、清掃用消耗品、洗濯設備等
- ⑨ 委託費（清掃業務、除草業務、警備業務等）
- ⑩ 保守点検費
 - ・ 法定点検の受験費用
 - ・ 法定点検に係る清掃、整備費用
 - ・ 定期点検（共通設備各年 1 回）に係る整備・補修費用
 - ・ 定期点検（共通設備各年 1 回）に係る整備・補修費用以外の定期点検費用（日常点検、週点検、月点検）
- ⑪ 事業者が責任を分担すると定めた費用

13 一般廃棄物処理手数料の収入

不燃ごみの一般廃棄物処理に係る手数料は地方自治法施行令第 158 条第 1 項及び野田市会計事務規則第 33 条の規定に基づき、事業者が徴収、集計、納入を行う

こと。なお、当該使用料等は公金として厳正に取り扱い、徴収した翌日（休業日を除く）までに清掃管理課に納入すること。

14 委託料の支払い

- (1) 委託料の支払いは月払いとする。
- (2) 市は、各月の業務完了後、事業者の請求書に基づき、その請求があった日から 30 日以内に市の指定する方法により委託料を支払うものとする。
- (3) 委託料の支払は、令和 5 年 2 月 1 日から令和 10 年 1 月 31 日までの 60 ヶ月分となる。

15 応募資格

応募資格は次の(1)、(2)の各号をすべて満たすものとし、事業開始前及び開始後において、資格を執行又は取得できず、応募資格を満たさなくなった場合は、その損害の賠償を請求する場合がある。

また、公告の日から（(1)⑥については応募時から）契約日までに応募資格を満たさなくなった場合は、その者が行った価格提案は無効とする。

(1) 応募資格要件

- ① 野田市入札参加資格業者名簿（委託）に登載されている者。
- ② 「野田市建設工事等請負業者等指名停止措置要綱」に基づく指名停止又は「野田市建設工事等暴力団対策措置要綱」に基づく指名停止の対象者となっていないこと。
- ③ 地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当しないこと。
- ④ 野田市税、千葉県税、消費税及び法人税について滞納していないこと。
- ⑤ 会社更生法に基づく更生手続き又は民事再生法に基づく再生の手続きを行っていないこと。
- ⑥ 野田市公契約条例等の規定を遵守することを誓約すること。
- ⑦ 野田市情報セキュリティポリシーの本旨に従い、情報セキュリティ特記事項に定める事項を遵守すること。

(2) 運転管理業務の実績要件

- ① ごみ処理施設で、3 人の知的障がい者等を 3 年雇用した実績を有すること。
- ② 企業在籍型職場適応援助者（ジョブコーチ）を配置すること。
- ③ ごみ処理施設の運転管理業務実績を有すること。
- ④ 廃プラスチック、ペットボトル、びんのいずれか一つ以上の手選別業務を行った実績を有すること。
- ⑤ 圧縮機（缶、廃プラスチック、ペットボトルのいずれか）の運転及び維持管理（点検整備及び修繕）の実績を有すること。
- ⑥ 破砕機もしくは破袋機の運転及び維持管理（点検整備及び修繕）の実績を有すること。

16 応募書類等

(1) 募集要項は、次の書類により構成する。

- ① 野田市リサイクルセンター運転管理業務委託募集要項（本書）
- ② 野田市リサイクルセンター運転管理業務委託発注仕様書
- ③ 野田市公契約条例に係る特記事項（業務委託契約・プロポーザル用）
- ④ 様式集

(2) 応募参加資格応募資格審査の書類

- ① 応募資格審査申請書（様式 1）
- ② 申立書（様式 2）
- ③ 法人の登記事項証明書及び定款
- ④ 野田市税、千葉県税、法人税、消費税等の納税証明書

※証明を要する税の範囲及び証明方法は次表を参照してください。

		野田市税	千葉県税	法人税	消費税
市内に本店又は営業所等がある者		要	要	要	要
県内に本店又は営業所等がある者（野田市以外）		不要	要	要	要
県外に本店がある者	県内に営業所等がある場合	不要	要	要	要
	県内に営業所等がない場合	不要	不要	要	要
証明方法		記載事項証明書	納税証明書 その 2	納税証明書 その 3 の 3	納税証明書 その 3 の 3

- ⑤ 記載事項証明書【納税に関する事項】（様式 3）
- ⑥ 公契約条例に関する誓約書（様式 4）
- ⑦ 運転管理業務の実績（様式 5-1）
- ⑧ 運転管理業務の実績（様式 5-1）の記載事項を証明できる該当事業の契約書等の写し
- ⑨ 企業在籍型職場適応援助者申立書（様式 5-2）
- ⑩ 資格審査結果通知書（様式 6-1・6-2）

(3) 運転管理業務提案書及び価格提案書の書類

- ① 運転管理業務提案書（様式 7）
- ② 事業計画書（様式 8）
- ③ 法人又は団体の概要（様式 9）
- ④ 職員配置計画書（様式 10）
- ⑤ 委託業務計画書（様式 11）
- ⑥ 価格提案書（様式 12）
- ⑦ 委任状（様式 13）
- ⑧ 候補者決定結果通知書（様式 14-1・14-2）
- ⑨ 応募者の状況を証明する書類
財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）又はこれに類するもの。新規設

立の場合は財産目録。過去 3 年間分

- ⑩ 各種マニュアル
 - (ア) 個人情報保護マニュアル
 - (イ) 危機管理マニュアル
 - (ウ) 現金取扱マニュアル

- (4) その他
 - 質問票（様式 15）
 - 辞退届（様式 16）

17 応募方法等

(1) 募集要項の配布

- ① 配布期間 令和 4 年 1 0 月 2 5 日（火）から
令和 4 年 1 0 月 3 1 日（月）まで
※土、日曜、祝日は、配布しません。
- ② 配布場所 ・野田市のホームページ
<http://www.city.noda.chiba.jp/jigyousha/nyusatsu/joho/index.html>
・野田市環境部清掃管理課 野田市清掃工場
〒278-0011 野田市三ツ堀 356 番地の 1
電話 04-7138-1001
※配布時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

(2) リサイクルセンターの視察

応募をする事業者（以下、「応募者」という。）は、リサイクルセンターの視察を行うことができる。視察を希望する応募者は、あらかじめ、視察希望日時を連絡すること。（電話連絡で可）

- ① 視察期間 令和 4 年 1 0 月 2 8 日（金）から
令和 4 年 1 0 月 3 1 日（月）まで
- ② 連絡先 野田市環境部清掃管理課 野田市清掃工場
〒278-0011 野田市三ツ堀 356 番地の 1
電話 04-7138-1001

(3) 質問の受付

- ① 受付期間 令和 4 年 1 0 月 2 5 日（火）から
令和 4 年 1 0 月 3 1 日（月）まで
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- ② 提出方法 質問票（様式 15）に記入のうえ、持参又はファックスにて野田市 環境部清掃管理課へ提出してください。
ファックス 04-7138-2890（送受確認の電話をすること。）

(4) 質問の回答

- ① 回答日 令和 4 年 1 1 月 2 日（水）
- ② 回答方法 ホームページ、E-mail 又はファックスにて回答

(5) 応募資格審査

応募者は、応募資格審査の書類を提出して審査を受けること。

① 応募資格審査の書類

- (ア) 応募資格審査申請書（様式 1）
- (イ) 申立書（様式 2）
- (ウ) 法人の登記事項証明書及び定款
- (エ) 市税、法人税、消費税等の納税証明書
- (オ) 記載事項証明書【納税に関する事項】（様式 3）
- (カ) 公契約条例に関する誓約書（様式 4）
- (キ) 運転管理業務の実績（様式 5-1）
- (ク) 運転管理業務の実績（様式 5-1）の記載事項を証明できる該当事業の契約書等の写し、又は企業在籍型職場適応援助者申立書（様式 5-2）

- ② 受付期間 令和 4 年 1 1 月 2 日（水）から
 令和 4 年 1 1 月 8 日（木）まで

- ③ 提出場所 野田市環境部清掃管理課 野田市清掃工場
 〒278-0011 野田市三ツ堀 356 番地の 1
 電話 04-7138-1001

- ④ 受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

- ⑤ 提出部数 正本 1 部及び副本 15 部を提出すること。

- ⑥ 提出方法 持参による。

- ⑦ その他 原則として受付期間以降の提出は認めない。ただし、受付期間内に提出されたもののうち書類の不備に対する追加書類を提出する場合で、市が必要と認めるときはこの限りではない。

(6) 応募資格審査結果

応募資格審査結果は、令和 4 年 1 1 月 1 1 日（金）以降に各応募者に書面（様式 6-1・6-2）により通知する。参加資格を得た応募者を「参加資格者」という。

(7) 参加資格者の運転管理業務提案書及び価格提案書の提出

① 運転管理業務提案書及び価格提案書の書類

- (ア) 運転管理業務提案書（様式 7）
- (イ) 事業計画書（様式 8）
- (ウ) 法人又は団体の概要（様式 9）
- (エ) 職員配置計画書（様式 10）
- (オ) 委託業務計画書（様式 11）
- (カ) 価格提案書（様式 12）

※ 価格提案書（様式 12）、様式 12 の別紙 1（提案価格年度別内訳）及び別紙 2（積算内訳書）は、「野田市リサイクルセンター運転管理業務委託価格提案書」と表記した封筒に封緘し、注意書きに従うこと。

- (キ) 委任状（様式 13）
- (ク) 応募者の状況を証明する書類

財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）又はこれに類するもの。新規設立の場合は財産目録。過去３年間分

(ケ) 各種マニュアル

- ・ 個人情報保護マニュアル
- ・ 危機管理マニュアル
- ・ 現金取扱マニュアル

- ② 受付期間 令和４年１１月１５日（火）から
令和４年１１月１６日（水）まで
※郵送の場合、令和４年１１月１６日（水）の午後５時
１５分までに提出場所に必着
- ③ 提出場所 野田市環境部清掃管理課 野田市清掃工場
〒278-0011 野田市三ツ堀 356 番地の 1
電話 04-7138-1001
- ④ 受付時間 午前８時 30 分から午後５時 15 分まで
- ⑤ 提出部数 運転管理業務提案書の(ア)から(ケ)については、正本１部
及び副本 15 部（ファイル綴）を提出すること。
価格提案書と委任状については、正本１部を提出すること。
- ⑥ 提出方法 持参又は郵送による。
- ⑦ その他 原則として提出期限以降の提出は認めない。ただし、提出
期限内に提出されたもののうち書類の不備に対する追加
書類を提出する場合で、市が必要と認められるときは
この限りではない。

(8) 応募書類の情報公開及び選定結果の公表

応募書類は返却しないものとする。

提出された書類は必要に応じ複写するものとする。使用は庁内及び選定委員会での検討に限る。

選定結果については、選定結果の通知後速やかに市のホームページにて公表する。

18 **野田市公契約条例**

(1) 野田市公契約条例の適用

本契約は、野田市公契約条例（以下この項において「条例」という。）の適用を受けることから、本契約を受注した場合は、条例第５条に規定する労働者（以下「適用労働者」という。）に対して支払う１時間当たりの賃金が、市長が定める賃金等の最低額（以下「最低額」という。）以上となっていなければならない。

また、最低額以上の賃金の支払が適正に履行されているかどうかを確認するため、市が確認するために必要な書類を提出しなければならない。

最低額以上の支払の履行が確認できない場合は、立入調査、是正命令等の措置を行います。改善が見られないときは、契約を解除するとともに、その内容を公表し、違約金を徴収する。

なお、条例にかかる手続等の詳細については、別添の「野田市公契約条例に係る特記事項（業務委託契約・プロポーザル用）」及び「野田市公契約条例の手引」（野田市ホームページ

（<http://www.city.noda.chiba.jp/jigyousha/nyusatsu/1000712.html>）に掲載）を熟読の上、誤りのないように手続を行うこと。

(2) 公契約条例に関する誓約書の提出

本プロポーザルに応募しようとする者は、応募時に別添の公契約条例に関する誓約書（第4号様式）を提出しなければならない。提出の無い応募は無効とする。

(3) 比較する賃金の構成

最低額と比較する賃金は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）に基づく最低賃金制度に定める「所定内給与」のうち、基本給及び諸手当（精皆勤手当、通勤手当、家族手当は除く。）とし、これらの賃金等を1時間あたりに換算した額となる。

また、次の手当は評価する賃金に含めない。

- ・ 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ・ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ・ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増金など）
- ・ 所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- ・ 午後10時から午前5時まで間の労働に対して支払われる賃金のうち通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）

(4) 本契約に適用する最低額

本契約に適用する最低額は、条例第6条第1項第2号及び野田市公契約条例施行規則第4条第1号エの規定により、別表のとおり定める。なお、2つ以上の業務を兼務している場合は、主に従事する職種の最低額を採用すること。

ただし、千葉県について決定された最低賃金法（昭和34年法律第137号）第9条第1項に規定する地域別最低賃金（以下「最低賃金」という。）が改定された場合において、次の最低額改定基準に該当したときの翌年度の最低額は、最低賃金が改定された日が属する年度（以下「最低賃金改定年度」という。）の最低額に最低賃金改定年度中に決定された最低賃金を前年度中に決定された最低賃金で除して得た数（小数点以下第5位を四捨五入）を乗じて得た額（小数点以下第1位切上げ）とする。（計算式1）

なお、最低賃金改定年度の翌年度の適用労働者に支払われる賃金を調査し、その賃金が計算式1で求めた最低額と比較して不足する場合は、その不足分について野田市が負担することとする。負担の方法については、野田市と受注者で協議の上決定する。

(計算式 1) 翌年度の最低額 = $A \times B / C$

A : 最低賃金改定年度の最低額

B : 最低賃金改定年度中に決定された最低賃金

C : 前年度中に決定された最低賃金

＜最低額改定基準＞

最低賃金改定年度の最低額から最低賃金改定年度中に決定された最低賃金に当該最低賃金を前年度中に決定された最低賃金で除して得た数（小数点以下第 5 位を四捨五入）を乗じて得た額（小数点以下第 1 位切上げ）を差し引いた額が 10 円に満たない場合（計算式 2）

(計算式 2) $A - B \times B / C < 10$

【別表】

職種区分	1 時間当たりの最低額
事務員補助	1,011円
プラント保安要員	1,750円
中央操作員	1,750円
重機オペレータ	1,750円
計量業務員	1,011円
プラットホーム作業員	1,300円
手選別作業員	1,018円
手選別作業員（障がい者等）※ 1	984円
清掃作業員	1,011円
除草作業員	1,011円

※ 1 毎年度、改定される最低賃金法の規定に基づく千葉県の最低賃金以上とすること。「984 円」は、令和 4 年 10 月 1 日発効の金額

19 業務上限額

総額 1, 275, 950 千円（税抜）

なお、各年度の限度額は、次のとおり。

令和 4 年度 ￥42, 000 千円（税抜）

令和 5 年度 ￥255, 300 千円（税抜）

令和 6 年度 ￥255, 300 千円（税抜）

令和 7 年度 ￥255, 300 千円（税抜）

令和 8 年度 ￥255, 300 千円（税抜）

令和 9 年度 ￥212, 750 千円（税抜）

20 無効

次のいずれかに該当することを行った場合は無効となる。

- (1) 応募に参加する資格のない者がした価格提案。
- (2) 委任状を持参しない代理人のした価格提案。
- (3) 応募資格審査の書類その他の一切の書類に虚偽の記載をした者の価格提案。
- (4) 応募書類の記載事項が不明なもの又は応募書類に記名押印のないもの。
- (5) 応募書類が不足しているもの。
- (6) 記名又は押印のない価格提案書。
- (7) 価格提案書の金額を改ざんし、又は訂正したもの。
- (8) 誤字又は脱字等より、意思表示が不明瞭である価格提案書。
- (9) 他人の代理を兼ね、2通以上の価格提案をした価格提案書。
- (10) 価格提案について不正な行為があったとき。
- (11) 業務上限額を超える金額で価格提案したもの。
- (12) その他応募に関する条件に違反したとき。
- (13) 期限までに到達しなかった応募書類。
- (14) 事業計画書に示す内訳と価格提案に示す価格との整合が取れないもの。
- (15) 提案価格年度別内訳及び積算内訳書の提出がないもの。また、提案価格年度別内訳及び積算内訳書の合計金額と価格提案書（様式 12）の金額が異なるもの。

21 応募に当たっての留意事項

(1) 低入札価格調査制度の準用

本業務委託の募集にあたって価格提案される額については、野田市低入札価格調査実施要領（以下、「実施要領」という。）を準用するものとする。

- (ア) 調査基準価格を下回った価格提案を行った者が、評価の結果、総合評価点が最も高くなった場合は、価格提案の額について調査を行う。よって、総合評価点が最も高い場合であっても、必ずしも候補者とならない場合がある。
- (イ) 調査基準価格を下回った価格提案を行った者のうち、価格提案の額が実施要領に定める失格基準価格を下回った者は失格とする。
- (ウ) 調査基準価格を下回った価格提案を行った者のうち、価格提案の額について調査を行うこととなった者は、その調査に協力しなければならない。

※ 詳細は野田市ホームページを参照してください。

[入札情報]⇒[◎入札等に関する書類（様式）及び要綱等]⇒[7. 入札に関する要綱等] 野田市低入札価格調査実施要領

https://www.city.noda.chiba.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/000/714/teinyuusatsukakakutyousa.pdf

(2) 契約の解除等の措置

応募に当たっては、応募者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）」及び「刑法（明治40年法律第45号）」に抵触す

る行為を行ってはならない。また、公正に募集手続を執行できないと認められる場合又はそのおそれがある場合は、市は当該応募者を募集手続に参加させず又は募集手続の執行を延期若しくは取りやめることがある。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることもある。

また、その他、市が必要と認めたときは、募集手続を延期、中止、又は取消すこととする。

22 応募書類の修正等の禁止

応募書類の提出後の修正、差し替え、再提出又は撤回をすることは認めない。ただし、この規定は審査の過程において、市がこれらの書類の明瞭化作業を行うことを妨げない。

23 参加資格者の審査・選定の方法

(1) 審査方法

参加資格者の審査にあたっては、野田市リサイクルセンター運転管理業務委託審査委員会（以下、「審査委員会」という。）にて、審査委員会の審査による選定を受け、候補者を決定する。（なお、審査委員会は非公開とします。）

(2) 非価格要素審査

参加資格者によるヒアリングを行い、選定基準に基づき、事業計画書等の内容を審査する。

参加資格者等に対して、次のとおりヒアリングを実施するものとする。

ヒアリング日程等

- ① 開催日：令和4年11月28日（月）に実施する。
- ② その他：開催時間や場所、実施手順などについては、別途通知する。

(3) 価格審査

業務上限額を超過していない申込みをした者の価格提案について、下記の「24 総合評価の方法」により価格点を算出する。

(4) 総合評価及び候補者の決定

審査結果により、第1位の者を候補者とし、第2、3位の者を補欠者、それ以外の者を不合格者とする。なお、第1位の者を候補者とし、交渉を行うが、交渉が不調に終わったときは、第2位の者を候補者として交渉する。さらに交渉が不調に終わったときは、第3位の者を候補者として交渉する。

24 総合評価の方法

- (1) 業務上限額を超過していない参加資格者について、「価格点」と「非価格要素点」の合計によって「総合評価点」を算出し、総合評価点が最も高い者を、候補者とする。

$$\text{総合評価点} = \text{価格点} + \text{非価格要素点}$$

- ※1 総合評価点は170点を満点とする。
 ※2 価格点と非価格要素点の比率は、1:1とする。

(2) 価格点の算出方法

各最終審査対象者の提案価格について、以下の算式に基づいて価格点を算出します。点数は、少数点以下第2位を四捨五入した値とする。

$$\text{価格点} = 85点 \times (\text{最低提案価格} / \text{提案価格})$$

(3) 非価格要素点の選定基準、評価項目、配点、評価方法

非価格要素審査

※ 評価方法について

- ・各選定委員の絶対評価による。
- ・評価方法の基準点を3点とし、その評価により以下のとおりとする。

5段階評価

評 価	点 数
非常に優れている	5 (10)
優れている	4 (8)
標準	3 (6)
劣っている	2 (4)
非常に劣っている	1 (2)

選定基準	評価項目	配点 (適格要件)	評価方法
運転管理業務体制が適切に行われていること	・準備期間中（契約締結日の翌日から令和5年1月31日まで）に運転管理業務を行うための的確な準備体制を講じているか。 ・施設を運転するにあたり、運転人員や運転体制に適切な方策等を講じているか。 ・作業従事者、利用者、見学者等の安全確保が図られる内容となっているか。	5点	準備期間中に、運転管理業務を行うための的確な準備体制を講じている場合。また、運転人員や運転体制に適切な方策の確保及び作業従事者、利用者、見学者等の安全対策等を講じている場合は3点とする。

選定基準	評価項目	配点 (適格要件)	評価方法
	・プラスチック製容器包装やペットボトル等の回収率や純度を上げるための工夫が提案されているか。 ・不燃残渣の搬出量を減量する工夫が提案されているか。	10 点	プラスチック製容器包装やペットボトル等の回収率や純度を上げるための適切な方策等の提案により、資源化率が 30%を達成しており、かつ、不燃残渣の搬出量を減量する工夫が提案されている内容となっていれば 6 点とする。 なお、資源化率の向上の根拠が明確と認められる場合であって、資源化率が 35%を達成しているときは 8 点、資源化率が 40%を達成しているときは 10 点とする。
知的障がい者等の安定雇用、職場環境が配慮されていること	・知的障がい者等の安定雇用や福利厚生等の配慮について、適切な方策等を講じているか。	10 点	安定雇用や福利厚生等の配慮について、適切な方策等を講じている場合は 6 点とする。
	・知的障がい者等の職場環境の配慮について、適切な方策等を講じているか。	5 点	職場環境の配慮について、適切な方策等を講じている場合は 3 点とする。
	・ごみ処理施設で知的障がい者等の雇用実績を有すること。	5 点	3 人の知的障がい者等を 3 年雇用した実績を有する場合は 3 点とする。
	・企業在籍型職場適応援助者（ジョブコーチ）を令和 5 年 12 月 31 日までに配置すること。	5 点	企業在籍型職場適応援助者（ジョブコーチ）を令和 5 年 12 月 31 日までに配置する場合は 3 点とする。
個人情報の適切な保護が図られていること	・個人情報の適正な保護のための具体的な方策等を講じているか。	適格要件	個人情報保護マニュアルに基づく個人情報の適正な保護が図られる体制となっていない場合には失格とする。
緊急時の危機管理体制が確立されているか	・緊急時の危機管理のための具体的な方策等を講じているか。また、市、地域住民、自治会への必要な情報提供の具体的な方策等が講じられているか。	5 点	危機管理マニュアルを作成し、その徹底を図るなど、危機管理のための具体的な方策等が講じられている場合には 3 点とする。
	・知的障がい者等の障がいの特性を理解し、緊急時の対応等、具体的な方策等が講じられているか。	5 点	知的障がい者等の障がいの特性を理解し、緊急時の対応等、具体的な方策等が講じられている場合には 3 点とする。

選定基準	評価項目	配点 (適格要件)	評価方法
	・ 利用者の要望、苦情への対応するため具体的な方策等を講じているか。	5 点	利用者の要望、苦情対応のための具体的な方策等が講じられている場合には3点とする。
現金の取扱い等の経理処理が適切に行われていること	・ 現金の取扱い等の経理処理が適切に行われるための具体的な方策等を講じているか。	5 点	現金収入、つり銭の保管等に関する現金取扱マニュアルを作成し、その徹底を図るなど、適正な経理処理のための具体的な方策等が講じられている場合には3点とする。
管理経費の縮減が図られるものであること	・ 電気、水道、消耗品費等の節減について具体的な方策等を講じているか。	5 点	電気、水道、消耗品費等の節減について具体的な方策等を講じている場合は3点とする。
地元住民の雇用、物品及び役務の調達に際しての地元業者への配慮	・ 地元住民の雇用が計画されているか。 ・ 物品及び役務の調達に際して、地元業者への発注が配慮されているか。	5 点	地元住民の雇用が計画され、物品及び役務の調達に際して、地元業者への発注が配慮されている場合には3点とする。
事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること	・ 運転管理業務の実績は妥当か。 ・ 施設管理に関する知識を十分に有しているか。	適格要件	運転管理業務の実績を有していない場合は失格とする。
	・ 経営基盤が安定しており、事業計画書に沿った管理を行う能力を有しているか。	5 点	企業買収等の特別な事由がある場合を除き、原則として、経常損益等がプラスの場合には3点とする。
	・ 職員構成（職員配置）、職員の保有する資格等が妥当なものとなっているか。	5 点	職員構成（職員配置）、職員の保有する資格等が妥当な場合には3点とする。
	・ 職員の指揮監督・管理体制が妥当なものとなっているか。 ・ 人材育成、接遇（研修）の方策等は妥当なものとなっているか。	5 点	職員の指揮監督・管理体制が適切に取られている場合。また、人材育成、接遇（研修）の方策等が講じられている場合には3点とする。
	・ 一括して第三者に委託することなく、妥当なものとなっているか。	適格要件	一括して第三者に委託する内容となっている場合には失格とする。
合計点数		5 点×13 項目 10 点×2 項目 計 85 点満点	

25 契約に関する事項

(1) 契約の締結

候補者と業務内容及び契約条件について協議し、協議が整い次第、契約を

締結する。協議が不調となった場合は、補欠者と協議を行う。

(2) 契約の形態

野田市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の規定に基づく長期継続契約とする。なお、契約書に別記「長期継続契約の締結に伴う特約条項」を記載する。

別記「長期継続契約の締結に伴う特約条項」

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 この契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定による長期継続契約を締結する契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について、減額又は削除があった場合は、発注者はこの契約を変更又は解除することができる。2 この場合は、発注者はこの契約の変更又は解除をしようとする会計年度開始日の 2 月前までに、受注者に通知しなければならない。3 第 1 項の規定により、この契約が変更又は解除された場合において、受注者に損失が発生したときは、受注者は発注者に対してその損失の補償を求めることができる。この場合における補償額は、発注者及び受注者が協議して定める。 |
|---|

(3) 契約保証金
免除

(4) 地位等の譲渡禁止

候補者は、市の事前の承諾がある場合を除いて、事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供又はその他の方法により処分してならない。

26 辞退

参加資格者は、いつでも辞退することができる。辞退する場合は、すみやかに「辞退届」（様式16）を提出すること。

提出場所 野田市環境部清掃管理課 野田市清掃工場
〒278-0011 野田市三ツ堀 356 番地の 1
電話 04-7138-1001

27 その他

(1) 費用負担

本書による上記すべての手続に関しては、応募者等は自らの責任と費用負担によりこれを行うこと。

(2) 使用言語等

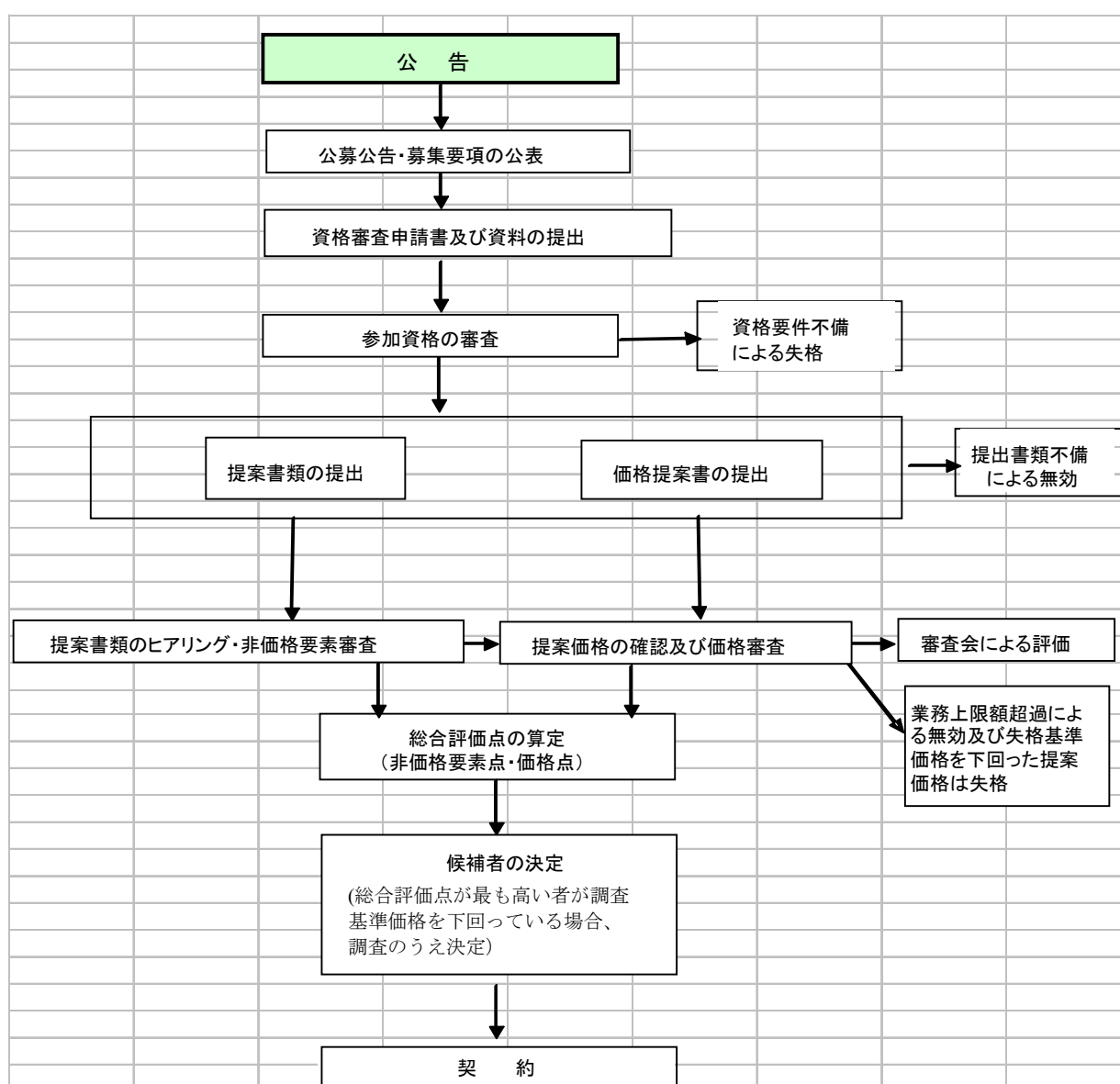
本書に関するすべての意思疎通は書面によるものとし、用いる言語は日本語とすること。

また、公募書類、質疑、審査等における通貨は円、計量単位は発注仕様書等に特別の定めのある場合を除き計量法に定めるものとする。本書に関して用いる日時は、日本標準時とすること。

(3) 著作権

提出された提案書等の著作権は、当該書類を提出した参加資格者に帰属するものとする。ただし、本事業において公表が必要と認める時は、市が参加資格者の承諾を得た場合に、提出された提案書等の全部または一部を無償で使用する事ができる。

28 契約までの主な流れ



29 契約締結までのスケジュール

契約締結に至るまでのスケジュール（予定）は、次に示すとおり。ただし、土曜、日曜、祝日には受付等を行わない。

候補者決定までのスケジュール（予定）

①	公告	令和４年１０月２５日（火）
②	募集要項の公表	令和４年１０月２５日（火）～３１日（月）
③	募集要項の質問受付	令和４年１０月２５日（火）～３１日（月） 〔５日間〕
④	募集要項の質問に対する回答	令和４年１１月２日（水）
⑤	資格審査申請書類の受付	令和４年１１月２日（水）～８日（金） 〔４日間〕
⑥	参加資格審査結果の通知	令和４年１１月１１日（金）以降
⑦	運転管理業務提案書及び価格提案書の提出	令和４年１１月１５日（火）～１６日（水） 〔２日間〕
⑧	審査委員会による非価格要素及び価格の審査、評価（ヒアリング）	令和４年１１月２８日（月）
⑨	総合評価	令和４年１１月２８日（月）
⑩	契約	令和４年１１月下旬

(1) 上記スケジュールは予定であり、審査委員会の審査の進捗状況により変更する場合がある。

(2) 審査のための委員会

市は、応募者の審査を実施するに当たって、「野田市リサイクルセンター運転管理業務委託事業者選定審査委員会」を設置している。審査委員会は、障がい者団体を代表する者１名、障がい者雇用関係事業を代表する者１名、市職員６名で構成されている。

野田市リサイクルセンター運転管理業務委託
様式集

令和4年10月

野田市 環境部

(様式 1)

応募資格審査申請書

令和 年 月 日

(宛先) 野田市長

所在地

団体の名称

印

担当者所属

氏 名

TEL

令和4年10月25日付で公募公告のありました「野田市リサイクルセンター運営管理業務委託」に係る公募型プロポーザルへの参加を希望しますので、関係書類を添付して申請します。

応募者の連絡先

	連	絡	先
団 体 の 名 称	[]		
所 在 地	[]		
代表者職氏名	[]		
担 当 者			
氏 名	[]		
所属・役職	[]		
連 絡 先	電話:	ファックス:	[]
電子メール	[]		

(様式2)

申 立 書

令和 年 月 日

(宛先) 野田市長

所 在 地
団 体 の 名 称
代表者職氏名 印

「野田市リサイクルセンター運転管理業務委託」に係る公募型プロポーザルへの参加に際し、下記のとおり相違ないことを申し立てます。

記

- 1 野田市入札参加資格業者名簿（委託）に登載されている者。
- 2 「野田市建設工事等請負業者等指名停止措置要綱」に基づく指名停止又は「野田市建設工事等暴力団対策措置要綱」に基づく指名停止の対象者となっていないこと。
- 3 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- 4 野田市税、千葉県税、法人税及び消費税を滞納していないこと。
- 5 会社更生法に基づく更生手続き又は民事再生法に基づく再生の手続を行っていないこと。
- 6 野田市情報セキュリティポリシーの本旨に従い、情報セキュリティ特記事項に定める事項を遵守すること。

記載事項証明書【納税に関する事項】

納税義務者

住所	
ふりがな 氏名	⑩

申請者

住所	
氏名	

使用目的	野田市リサイクルセンター運転管理業務委託応募資格審査申請書添付書類			
本人確認	①マイナンバーカード	②免許証	③保険証	④その他()

上記の目的に使用するため、税について下記事項の証明を請求します。

税目		証明事項		備考		
		未納なし	該当なし			
法人市民税						
市県民税	普通徴収					
	特別徴収					
固定資産税・都市計画税						
軽自動車税						
国民健康保険税						

上記のとおり相違ないことを証明します。

証明書番号

令和 年 月 日

千葉県野田市長 鈴木 有

《注意事項》

- ①証明事項の「未納なし」には市税に未納がない場合に、「該当なし」には市税が課されていない場合に税目ごとに確認印が押されます。よって市税が納められていない場合には証明書は交付されません。
- ②納税義務者の欄に記入、押印のうえ、本庁舎収税課で証明を受けてください。証明事項欄、備考欄は収税課職員が記載しますので、記入しないでください。
- ③申請者の欄に押印は必要ありませんが、収税課窓口で本人確認のため、免許証等の提示をお願いします。申請者が納税義務者の代理人の場合は、委任状（任意様式）が必要です。
- ④申請者、納税義務者が同じ方の場合や郵送による場合は、申請者の欄への記載は不要です。

(第4号様式)

公契約条例に関する誓約書

令和 年 月 日

(宛先) 野田市長

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名
(受任者)



1 業 務 名 _____

2 委 託 場 所 _____

上記案件の契約を締結したときは、野田市公契約条例の適用を受ける労働者に対し、
市が定める賃金等の最低額以上の賃金の支払を始め、条例等の規定を遵守するとともに、
事務手続について、誠実に履行することを誓約します。

(様式 5 - 1)

運転管理業務の実績

番号	施設等の名称	発注者名	受注者名	運転期間	処理対象物	知的障がい者等 雇用人数	施設規模 (t/年)	受注 形態	備考 (施設概要等)
例	A 施設	B 市	C 企業	平成●年●月～ 令和●年●月	鉄、びん類、ペ ットボトル	年間当り ●●名	鉄：● t /年 びん類：● t /年 ペットボトル：● t /年	単独／ S P C	
1									
2									
3									

〔注意〕施設等の概要について判断できる資料，上記の実績を有していることを証明する書類等を添付すること。

実績の記載数は10件までとする。

(様式 5 - 2)

企業在籍型職場適応援助者申立書

令和 年 月 日

(宛先) 野田市長

所 在 地
団 体 の 名 称
代表者職氏名 印

「野田市リサイクルセンター運転管理業務委託」に係る公募型プロポーザルへの参加に際し、下記のとおり実現することを申し立てます。

記

ごみ処理施設で、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく、企業在籍型職場適応援助者（ジョブコーチ）を令和〇〇年〇〇月〇〇日までに配置することを申し立てます。

(様式 6-1)

令和 第 号
年 月 日

団体の名称 様

野田市長 鈴木 有

資格審査結果通知書

令和4年10月25日付で公募公告のありました「野田市リサイクルセンター運営管理業務委託」に係る公募型プロポーザルへの参加資格審査結果を下記のとおり通知します。

記

〇〇は、本業務委託に係る公募型プロポーザル参加資格を有するものと認めます。

(様式 6-2)

令和 第 号
年 月 日

団体の名称 様

野田市長 鈴木 有

資格審査結果通知書

令和4年10月25日付で公募公告のありました「野田市リサイクルセンター運営管理業務委託」に係る公募型プロポーザルへの参加資格審査結果を下記のとおり通知します。

記

〇〇は、本業務委託に係る公募型プロポーザル参加資格を有しないため、失格とします。

(様式 7)

運転管理業務提案書

令和 年 月 日

(宛先) 野田市長

所 在 地

団 体 の 名 称

代 表 者 職 氏 名

代 理 人

印

印

令和 4 年 10 月 25 日付で公募公告がありました「野田市リサイクルセンター
運転管理業務委託」に係る運転管理業務提案書について、関係書類を添付して
提出します。

事業計画書

令和 年 月 日

団体の名称

1 運転管理業務体制が適切に行われていること

- (1) 準備期間中（契約締結日の翌日から令和 5 年 1 月 31 日まで）に運転管理業務を行うための的確な準備体制が講じられた提案及び施設を運転するにあたり、運転人員や運転体制に適切な方策等を講じられた提案、また、作業従事者、利用者、見学者等の安全確保が図られた提案

- (2) プラスチック製容器包装やペットボトル等の回収率や純度を上げるための工夫された提案及び不燃残渣の搬出量を減量するための工夫された提案

2 知的障がい者等の安定雇用、職場環境が配慮されていること

- (1) 知的障がい者等の安定雇用及び福利厚生等の配慮

(2) 知的障がい者等の職場環境の配慮

(3) 知的障がい者等の雇用実績

(4) 企業在籍型職場適応援助者（ジョブコーチ）の配置

3 個人情報の保護

(1) 個人情報保護のための方策

4 危機管理体制

(1) 緊急時の危機管理のための方策、情報提供のための方策

(2) 知的障がい者等の障がいの特性を理解し、緊急時の対応等、具体的な方策

(3) 利用者の要望、苦情への対応

5 現金の取扱い

(1) 現金の取扱い等の経理処理が適切に行われるための方策

6 運転管理に係る経費

(1) 電気、水道、消耗品費等の節減のための方策

7 地元への配慮

(1) 地元住民の雇用、地元業者への配慮

(様式9)

法人又は団体の概要

令和 年 月 日

1 法人又は団体の概要

団体の名称				
所在地				
代表者氏名				
設立年月日				
従業員数				
沿革				
業務内容				
財務状況	年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度
(単位：千円)	総収入			
	総支出			
	当期損益			
(単位：%)	流動比率(注1)			
	当座比率(注2)			
連絡担当者	氏名		電話番号	
	部署・職名		ファックス番号	
	E-mail			

(注1) 流動比率＝流動資産／流動負債×100%

(注2) 当座比率＝当座資産／流動負債×100%

※直近の過去3ヵ年度の決算状況の記載

(様式 10)

職員配置計画書

令和 年 月 日

1 配置予定職員

職名	担当業務内容	能力・資格・実務経験・年数等	雇用形態	勤務時間／週

2 組織図

--

3 勤務ローテーション表

4 指揮監督・管理体制（服務規律・モチベーションの向上等）に関する方策

5 人材育成、接遇（研修）の方策

（注 1）勤務ローテーション表は適宜作表してください。

参 考

(様式10-1)

勤務ローテーション表（令和5年 月）

[illegible]

備考1：当該月の曜日を記載してください。

備考2：申請する事業に係る従業員全員について、4週間分の勤務すべき時間数を記載してください。勤務時間ごとに区分して番号を付し、その番号を記載してください。

勤務時間 ①●●：●●～●●：●●（●H） ②9：00～16：00（6H） ③休日

備考3：勤務形態の区分 A：常勤 B：常勤外

備考4：資格の有無及び職種は、「発注仕様書第1章、14の有資格者等の確保」に記載してある資格又は技能を記載してください。

(様式 11)

委託業務計画書

令和 年 月 日
(千円)

令和 4 年度

委託予定業務名	委託予定事業者名・ 住所	委託予定金額	委託の理由
合計			

(注 1) 令和 4 年度と 5、6 年度の委託の内容が異なる場合には 5、6 年度の委託業務計画書もそれぞれ作成してください。

価格提案書

令和 年 月 日

(宛先) 野田市長

所在地
団体の名称
代表者職氏名
代理人

印
印

下記金額をもって、関係法規及び関係書類等を承認のうえ価格提案をいたします。

名 称	野田市リサイクルセンター運転管理業務委託											
場 所	野田市目吹字 3 3 1 番地外											
提案価格 (消費税を含まない金額)	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

(※上記の金額は、消費税を含まない金額)

- [注意]
- 1 この価格提案書は封筒に入れ、表面に「野田市リサイクルセンター運転管理業務委託価格提案書」を、裏面又は表面に「住所、氏名」を記入し封緘すること。
 - 2 金額は、アラビア数字で正確に記入すること。
 - 3 頭数字の前に¥を記入すること。
 - 4 長期継続契約を締結することとなることから、提案価格は契約期間（60ヶ月）の総額を記載すること。
 - 5 野田市契約事務規則（平成25年野田市規則第21号）を遵守して提案すること。なお、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年野田市条例第7号）第2条の規定の適用を受ける場合においては、市議会の同意を得たときに契約が成立することを承諾すること。

提案価格年度別内訳(消費税を含まない金額)

令和 4 年度	円
令和 5 年度	円
令和 6 年度	円
令和 7 年度	円
令和 8 年度	円
令和 9 年度	円
総 額	円

年 月 日

(宛先) 野 田 市 長

住 所

商号又は名称

代表者氏名 印

積 算 内 訳 書

業 務 名

委託箇所

1. 内訳書

項目 (内訳)	金 額 (円)				備 考
直接業務費					直接人件費と直接物品費の合計
直接人件費					
直接物品費					当該業務に直接従事する者が当該業務を行うため、必要な物品を消費することによって発生する費用
業務管理費					当該業務を実施するうえで、受注者が現場業務を管理運営するために必要な直接業務費以外の費用
一般管理費等					受注者が企業を維持運営していくため、必要な直接業務費及び業務管理費以外の費用で、一般管理費及び営業利益
合計：業務価格 (税抜)					

(調査基準価格)

「野田市低入札価格調査実施要領」第 4 条 (2) イを適用

(失格基準価格)

「野田市低入札価格調査実施要領」第 5 条 (2) イを適用

注意事項

- 1 積算内訳書は価格提案書 (様式 12) の提出の際に必ず提出すること。提出が無い場合、無効となる。
- 2 積算内訳書に商号又は名称、代表者氏名、業務名、委託場所の記載が無い場合、無効となる。
- 3 積算内訳書に押印が無い場合、入札は無効となる。
- 4 積算内訳書の「合計：業務価格 (税抜)」と価格提案書 (様式 12) の金額は一致すること。一致していない場合、無効となる。

(様式 13)

委任状

令和 年 月 日

(宛先) 野田市長

委 任 者

所 在 地

団 体 の 名 称

代表者職氏名

印

私は次の者を、代理人と定め次の権限を委任します。

受 任 者 (代 理 人)

住 所

氏 名

印

委任事項

貴市において執行される下記の価格提案に関する一切の件

業 務 名 野田市リサイクルセンター運転管理業務委託

(様式 14－ 1)

令和 第 号
 年 月 日

団体の名称 様

野田市長 鈴 木 有

候補者決定結果通知書

令和 4 年 10 月 25 日付で公募公告を行いました「野田市リサイクルセンター運
転管理業務委託」に係る公募型プロポーザルの結果を下記のとおり通知します。

記

〇〇は、本業務委託に係る候補者に決定します。

(様式 14-2)

令和 第 号
年 月 日

団体の名称 様

野田市長 鈴木 有

候補者決定結果通知書

令和4年10月25日付で公募公告を行いました「野田市リサイクルセンター運営管理業務委託」に係る公募型プロポーザルの結果を下記のとおり通知します。

記

〇〇は、本業務委託に係る候補者に決定されませんでした。

(様式 15)

質問票

令和 年 月 日

団体の名称	(フリガナ).....			
所在地				
連絡担当者	氏名		電話番号	
	部署・職名		ファックス番号	
	E-mail			
番号	質問事項			
1				
2				
3				

(注 1) 質問は要点を簡潔に記載してください。(受付) 環境部 清掃管理課

(注 2) 持参またはファックスにて提出してください。(ファックス番号) 04-7138-2890

(様式 16)

辞退届

令和 年 月 日

(宛先) 野田市長

所 在 地
団 体 の 名 称
代表者職氏名

印

事 業 名 野田市リサイクルセンター運転管理業務委託

上記について参加資格を認められましたが、都合により参加を辞退します。